

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案の骨子に対する府民意見募集結果

- 1 意見募集期間: 令和5年12月20日(水曜日)から令和6年1月10日(水曜日)まで
- 2 意見提出数 : 1件
- 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

| 御意見の要旨 | 京都府の考え方 |
|---|--|
| 淀川は大阪、兵庫の一般市民の飲み水の水源であることや、事業者は基準を前倒しして対応していることから、さらなる上乘せ基準を考慮されたい。 | 上乘せ基準は水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定により、「当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、(中略)人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない」と認められる区域があるとき」に定めることができますが、これまで府内の公共用水域常時監視において、六価クロム化合物の環境基準超過は見られないことから、同法の基準以上の上乗せ基準の強化は必要ないと考えています。 |